

国民健康保険・後期高齢者医療制度 からのお知らせ

【問合わせ】 国民健康保険について ☎84-0651
後期高齢者医療について ☎84-0652

70歳以上の方の高額療養費の上限額が変わります

高額療養費制度とは、ひと月に支払った医療費が決められた上限額を超えた場合に、超えた分を払い戻す制度です。上限額は個人もしくは世帯の所得に応じて決まっています。

平成30年8月から、所得区分「現役並み」は新たに3つの所得区分に分けられ、個人単位がなくなり、世帯単位の上限額が変更となります。所得区分「一般」の個人単位の限度額も変わります。

所得区分「住民税非課税」と「一般」の世帯単位の上限額に変更はありません。

平成30年7月まで				平成30年8月から			
所得区分		外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)	所得区分		外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
現役並み	課税所得 145万円以上	57,600円	80,100円+(医療費 -267,000円)×1% (多数回44,400円※2)	現役並み	課税所得 690万円以上	—	252,600円+(医療費 -842,000円)×1% (多数回140,100円※2)
	課税所得 145万円未満 ※1	14,000円 (年間上限 144,000円)	57,600円 (多数回44,400円※2)		課税所得 380万円以上	—	167,400円+(医療費 -558,000円)×1% (多数回93,000円※2)
住民税 非課税	住民税 非課税世帯Ⅱ	8,000円	24,600円		課税所得 145万円以上	—	80,100円+(医療費 -267,000円)×1% (多数回44,400円※2)
	住民税 非課税世帯Ⅰ (年金収入80万円 以下など)		15,000円	一般	課税所得 145万円未満 ※1	18,000円 (年間上限 144,000円)	

※1 課税所得が145万円以上の方がいる世帯のうち、世帯収入の合計額が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)の場合や「旧ただし書き所得」の合計額が210万円以下の場合も含まれます。

※2 過去12か月以内に3回以上、上限額に達した場合は4回目から「多数回」該当となり上限額が下がります。

この区分の方も新たに限度額適用認定証が発行されるようになりました。ひと月にひとつの医療機関での支払いが高額になる方は市の窓口で交付申請をしてください。(認定証の提示がない場合も、上限を超えて支払われた額を後日払い戻すよう申請することができます。)

国民健康保険ご加入の方へ

《70歳～74歳の方》

高齢受給者証を郵送します

8月以降に使用する「高齢受給者証」を7月31日までに郵送します。

新しい受給者証の色 白色

有効期限

平成31年7月31日までが有効期限です。

ただし、平成31年7月31日までに75歳の誕生日を迎えられる方は、誕生日の前日が有効期限になります。

《70歳未満の方》

限度額適用・標準負担額減額認定証は更新が必要です

8月以降も認定証を引き続き利用される方は更新の手続きが必要です。

ただし、国民健康保険税に滞納がある方は、更新ができない場合があります。

手続きに必要なもの

◇認定証(有効期限が平成30年7月31日のもの)

◇国民健康保険証